

家族そろって加入しましょう

交通災害共済は、2月中旬から申し込みを受付します

- ◆年間掛金 一人 500円
- ◆通院一日から見舞金支給

交通災害共済制度とは？

一人ひとりがわずかな掛金を出し合い、不幸にして交通事故による災害を受けられた方に、交通災害共済見舞金を支給して救済する制度です。

加入できる方は？

- ◎平成19年4月1日現在、町内に住民登録または外国人登録している方。
- ◎町内の事業所・学校などに勤務または在学している方。

加入手続きは？

申込用紙は、全戸配布します。申込用紙に必要事項を記入のうえ、掛金を添えて各区長・町代さんまでお申込んだりか、住民課生活環境交通担当まで直接お申し込みください。

共済期間は？

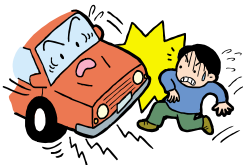
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間（4月1日以降

に申し込まれた場合は、その翌日から平成20年3月31日まで）

対象となる事故は？

日本国内の道路上（道路として機能している場所）で、自動車・バイク・自転車等の運行中に発生した事故または、これらの車両にひかれたりした事故。

- ※飲酒運転、無免許運転、その他故意または重大な過失による場合には災害見舞金は支給できません。



交通災害共済見舞金の請求と期間は？

請求は、災害者本人の預金通帳（未成年の方は、親権者）と印鑑をお持ちの上、住民課・生活環境交通担当までお越しください。請求期間は交通事故に遭われた日から1年以内です。（災害の程度が加重して追加請求する場合は、2年以内）

問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎6578 有線67784

国民健康保険の届け出は14日以内に

国民健康保険（国保）への加入・脱退の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めたり、いったん医療費を全額負担したりするなど、トラブルの原因となります。どんなときに国保へ届け出をしなければならぬかを、14日以内に忘れずに届け出をしましょう。



こんなとき		手続きに必要なもの
国保の被保険者になるとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書・印鑑
	職場の健康保険の被保険者でなくなったとき	退職したことがわかる証明書など・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれたことがわかる証明書など・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・被保険者証・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保の被保険者でなくなるとき	他の市区町村へ転出するとき	被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被保険者になったとき	国保と職場の健康保険の被保険者証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書・被保険者証・印鑑
	死亡したとき	死亡を証明するもの・被保険者証・印鑑
	外国籍の人が脱退するとき	外国人登録証明書・被保険者証
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証・印鑑
	修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	被保険者証・在学証明書・印鑑
	被保険者証をなくしてしまったとき	身分を証明するもの（免許証など）・印鑑

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎6571 有線67784